

< 参考資料 >

1. 国の動向と関連する法律等の動き

○平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

○平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

【成年後見制度の利用の促進に関する法律の主旨】

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支えあうことが、高齢社会における課題であり、共生社会の実現に資するものであります。成年後見制度は、これらの人を支える重要な手段ですが、十分に利用されていません。

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定める等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

【国の基本計画のポイント】

(ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善

- ・財産管理と意思決定支援・身上保護の両方を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。
- ・成年後見制度の保佐及び補助並びに任意後見制度の利用の取り組みを進める。
- ・利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等を強化する。

(イ) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みを整備する。
- ・本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し

必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。

- ・市民後見人の育成と支援、法人後見の担い手を育成する。

(ウ) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・地域連携ネットワークのチームでの対応が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークとして支援する中では、不正の未然防止や早期発見にも留意する。

(エ) 市が体制整備に取り組む根拠とその役割

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）に規定する第 3 条（基本理念）、第 5 条（地方公共団体の責務）、第 8 条（関係機関等の相互の連携）がその根拠となる。
- ・「成年後見制度の利用促進基本計画の策定について」（平成 29 年 3 月 24 日府成担第 5 号）によって、市町村の役割等が通知されている。

○「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築と「その中核となる機関（中核機関）の整備

○地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向けた「市町村計画」の策定

(オ) 本人を支える「チーム」とチームを支援する仕組み

- ・本人に身近な親族、福祉、医療、地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制（チーム）をとることが示されている。

○平成 30 年 1 月 「総合法律支援法の改正」

高齢者・障がいのある人に対する新たな援助として、特定援助対象者法律相談援助が開始。法テラスと契約している弁護士・司法書士が本人の自宅や施設等に出向いて法律相談を行います。本人の資力に関わらず、法律相談利用可能となっています。

○平成 30 年 4 月 改正障害者総合支援法「自立生活援助」

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

○平成 30 年 4 月 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行「社会福祉法の改正」

住民に身近な生活圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制づくりに努めることとされました。

○令和元年 6 月 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）へと見直されました。

2. 高砂市成年後見制度実態把握調査 調査票

(民生委員・児童委員向け)

高砂市成年後見制度に関する実態把握調査

【令和元年5月末現在の情報でお答えください】

1. 調査回答者

①調査回答者についてお答えください。あなたの担当地区はどこですか？

地区 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 1. 高砂	<input type="checkbox"/> 2. 荒井	<input type="checkbox"/> 3. 伊保	<input type="checkbox"/> 4. 中筋
	<input type="checkbox"/> 5. 曾根	<input type="checkbox"/> 6. 米田	<input type="checkbox"/> 7. 阿弥陀	<input type="checkbox"/> 8. 北浜
調査回答者名				

②『成年後見制度』という制度を知っていますか？

<input type="checkbox"/> 1. 知っている	<input type="checkbox"/> 2. 知らない
-----------------------------------	----------------------------------

2. 地域住民に関すること

①地域住民から『成年後見制度』について相談を受けた場合の相談先(窓口)を知っていますか？

<input type="checkbox"/> 1. 知っている	<input type="checkbox"/> 2. 知らない
-----------------------------------	----------------------------------

②①で『1. 知っている』と答えた方は、具体的に相談先名(窓口名)をご記入ください。

--

③地域住民で、本人の判断能力が不十分であるために、金銭管理や各種手続きなど困っている方はいますか？

<input type="checkbox"/> 1. いる(名)	<input type="checkbox"/> 2. いない
------------------------------------	---------------------------------

④③で「いる」と答えた方について、具体的にどのようなことで困っていますか。

(例：介護保険の申請・銀行の手続き)

--

⑤高砂市で成年後見制度を利用しやすくするために、期待する機能や役割はありますか。該当する項目の□にチェックをつけてください。(複数可)

<input type="checkbox"/> 1. わかりやすい相談窓口や相談機関(権利擁護センター等)の設置
<input type="checkbox"/> 2. 定期的な相談会の実施
<input type="checkbox"/> 3. 成年後見制度の利用手続きに関する相談支援
<input type="checkbox"/> 4. 成年後見制度の申立費用や報酬などの助成
<input type="checkbox"/> 5. 専門職後見人等の候補者の推薦 (専門職後見人とは、司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家のこと)
<input type="checkbox"/> 6. 市民後見人の研修等養成 (市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のこと)
<input type="checkbox"/> 7. 後見人等が就任した後の支援
<input type="checkbox"/> 8. その他、期待する機能や役割などありましたら、具体的内容をご記入ください

3. その他

①成年後見制度・権利擁護等に関するご意見・ご要望がありましたらご自由にご記入ください。

☆アンケートはこれで終了です。ご協力いただきましてありがとうございました。

(専門職向け)

高砂市成年後見制度に関する実態把握調査

【令和元年5月末現在の情報でお答えください】

1. 調査回答者

調査回答者についてお答えください。

職種	()
回答者名	()
連絡先(TEL)	
メールアドレス	

2. 後見人・保佐人・補助人として担当されている人で、高砂市に住所または居所のある人のことについてお答えください。

①受任件数は何件ですか？

件

②成年後見制度を利用されている人(設問①)の後見類型内訳を教えてください。

1. 後見	名	2. 保佐	名	3. 補助	名	4. 任意後見	名
-------	---	-------	---	-------	---	---------	---

③今後、成年後見に関する業務にどのぐらい関わっていきたいですか。当てはまる項目の□にチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 1. 積極的
<input type="checkbox"/> 2. やや積極的
<input type="checkbox"/> 3. 現状維持
<input type="checkbox"/> 4. やや消極的
<input type="checkbox"/> 5. 消極的

3. 成年後見制度に関すること

①成年後見制度を利用しやすくするために、高砂市に期待する機能や役割はありますか。該当する項目の□にチェックをつけてください。(複数可)

<input type="checkbox"/> 1. 成年後見制度に関する明確な相談窓口や相談機関(権利擁護センター等)設置
<input type="checkbox"/> 2. 成年後見制度に関する定期的な相談会の実施
<input type="checkbox"/> 3. 成年後見制度の利用手続きに関する相談支援
<input type="checkbox"/> 4. 成年後見制度の申立費用や報酬などの助成
<input type="checkbox"/> 5. 専門職後見人等の候補者の推薦

<input type="checkbox"/> 6. 市民後見人の研修等養成
<input type="checkbox"/> 7. 後見人等が就任した後の支援
<input type="checkbox"/> 8. その他、期待する機能や役割などありましたら、具体的内容をご記入ください

4. その他

①後見人・保佐人・補助人として関わる中で、困っている事や悩んでいる事はありますか。

<input type="checkbox"/> 1. ある	<input type="checkbox"/> 2. ない
--------------------------------	--------------------------------

②設問①で「ある」と答えた方で、具体的にどのようなことで困っていますか。

③成年後見制度・権利擁護等に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入下さい。

☆アンケートはこれで終了です。ご協力いただきましてありがとうございました。

(関係者向け)

高砂市成年後見制度に関する実態把握調査

【令和元年5月末現在の情報でお答えください】

1. 調査回答者

調査回答者についてお答えください

施設・事業所名	
施設種別 (該当に☑)	①高齢者 <input type="checkbox"/> 1. 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 2. 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 3. 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 4. グループホーム <input type="checkbox"/> 5. ケアハウス <input type="checkbox"/> 6. 小規模特養 <input type="checkbox"/> 7. 小規模多機能居宅 <input type="checkbox"/> 8. 居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 9. 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 10. 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 11. その他() ②障がい者 <input type="checkbox"/> 1. 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 2. 共同生活援助 <input type="checkbox"/> 3. 施設入所支援
回答者名 (職名)	()
連絡先(TEL)	
メールアドレス	



【高砂市内に住所または居住のある方についてお答えください】

2. 貴施設・事業所の利用者に関すること

(利用者とは・・・施設入居者・入所者・居宅介護支援計画を立てている者をいう。

施設におけるショートステイ利用者など一時的な利用者は除く)

①貴施設・事業所の利用者数は何人ですか？

名

②貴施設・事業所の利用者で、成年後見制度を利用されている人はいますか？

(いない場合は、0名とご記入ください)

名

③成年後見制度を利用されている方(設問②)の後見類型の内訳を教えてください。

1. 後見	名	2. 保佐	名	3. 補助	名
4. 任意後見	名	5. 不明	名		

④貴施設・事業所の利用者のうち、設問②でお答えいただいた人数を除き、成年後見制度を利用した方が良いと思われる方は何人いますか？

名

⑤設問④に該当する方が、成年後見制度の利用に至らない理由はなぜだと思いますか。該当する項目の□にチェックをつけてください。(複数可)

<input type="checkbox"/> 1. 本人及び家族が制度を理解していない。または必要性を感じていない。
<input type="checkbox"/> 2. 本人及び家族が金銭的なことを理由に申請を躊躇している。
<input type="checkbox"/> 3. 本人及び家族が申立て等の手続きが面倒なため申請を躊躇している。
<input type="checkbox"/> 4. 本人が拒否している。
<input type="checkbox"/> 5. その他の理由について具体的内容をご記入下さい。

⑥貴施設・事業所において、設問②でお答えいただいた方(成年後見を現在利用している方)を除き、以下の項目に該当する方はいますか？以下の項目に該当する人数をご記入ください。(1人で1～10のうち2つ以上の項目に該当する場合には、特に支障が生じている項目を1つだけ選択してください。)

※主要な障害等類型とは

1. 認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者
2. 知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者
3. 精神障害又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者

[法律行為]

設問	主要な障害等類型	A. 認知症	B. 知的障害	C. 精神障害
1. 本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまといわれている。		名	名	名
2. 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。		名	名	名
3. 本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。		名	名	名

[虐待被害等]

設問	主要な障害等類型	A. 認知症	B. 知的障害	C. 精神障害
4. 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある。		名	名	名
5. 本人の判断能力が不十分であるため、上記4以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト)を受けている又は疑いがある。		名	名	名
6. 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。		名	名	名

[財産管理]

設問	主要な障害等類型	A. 認知症	B. 知的障害	C. 精神障害
7. 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1000万円以上)である。		名	名	名
8. 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため適切に対応できていない。		名	名	名
9. 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。		名	名	名

[その他]

設問	主要な障害等類型	A. 認知症	B. 知的障害	C. 精神障害
10. その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない [具体例 :]		名	名	名

3. 成年後見制度に関すること

①貴施設・事業所として、成年後見制度に関して課題や問題を感じることは何ですか。該当する項目の□にチェックをつけてください。(複数可)

[制度利用前]

<input type="checkbox"/> 1. どのような人が成年後見制度に適するのかわからない。
<input type="checkbox"/> 2. 市役所の成年後見制度の相談先(窓口)がわからない。
<input type="checkbox"/> 3. 成年後見制度について誰に相談したらよいかわからない。
<input type="checkbox"/> 4. 成年後見制度が市民に知られていない
<input type="checkbox"/> 5. 本人の理解・同意を得るのが難しい。
<input type="checkbox"/> 6. 家族の理解・同意を得るのが難しい。

[申立て]

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 7. 申請など手続きに時間や手間がかかる。 |
| <input type="checkbox"/> 8. 首長申立が進まない。 |
| <input type="checkbox"/> 9. 申立費用について本人や家族が負担できない。 |
| <input type="checkbox"/> 10. 成年後見制度の手続きが煩雑である。 |
| <input type="checkbox"/> 11. 親族に成年後見人になってくれる人がいない。 |
| <input type="checkbox"/> 12. 適切な成年後見人等候補者がいない、少ない。 |

[制度利用後]

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 13. 第三者にお願いした場合の報酬について本人や家族が負担できない。 |
| <input type="checkbox"/> 14. 医療行為への同意権がない。 |
| <input type="checkbox"/> 15. 身元引受人になってもらえない。 |
| <input type="checkbox"/> 16. 保証人や連帯保証人になってもらえない。 |
| <input type="checkbox"/> 17. 死亡後の事務処理の権限がなくなる。 |
| <input type="checkbox"/> 18. 成年後見人の資質に不安がある。 |

[その他]

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> その他の課題や問題について具体的内容をご記入下さい。 |
|---|

②成年後見制度を利用しやすくするために、期待する機能や役割はありますか。該当する項目の□にチェックをつけてください。(複数可)

<input type="checkbox"/> 1. 成年後見制度に関する明確な相談窓口や相談機関(権利擁護センター等)設置
<input type="checkbox"/> 2. 成年後見制度に関する定期的な相談会の実施
<input type="checkbox"/> 3. 成年後見制度の利用手続きに関する相談支援
<input type="checkbox"/> 4. 成年後見制度の申立費用や報酬などの助成
<input type="checkbox"/> 5. 専門職後見人等の候補者の推薦
<input type="checkbox"/> 6. 市民後見人の研修等養成
<input type="checkbox"/> 7. 後見人等が就任した後の支援
<input type="checkbox"/> 8. その他、期待する機能や役割などありましたら、具体的内容をご記入ください

4. その他

①成年後見制度・権利擁護等に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

☆アンケートはこれで終了です。ご協力いただきましてありがとうございました。



3. 高砂市成年後見制度実態把握調査 配付先

【民生委員・児童委員】高砂市内の民生委員・児童委員 174名

【専門職】高砂市内の弁護士事務所 2事業所

高砂市内で成年後見制度に携わっている司法書士事務所 3事業所

高砂市民を担当している社会福祉士

((一社)兵庫県社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ兵庫」に協力依頼)

【関係者】高齢者施設：56事業所

施設・事業所等の種別	名称
養護老人ホーム	高砂荘
特別養護老人ホーム	サンリットひまわり園 常寿園 めぐみ苑 のじぎくの里
介護老人保健施設	ハーモニー園 播磨高砂苑 高砂白寿苑
グループホーム	のじぎくの里 CHIAKI ほおずき高砂 生き活き 鹿島の郷 グリーンウエル曾根 愛の家 けあビジョンホーム高砂
ケアハウス	サンリットひまわり園 常寿園 めぐみ苑
小規模特別養護老人ホーム	常寿園
小規模多機能型居宅介護	ゆとり 心まち
居宅介護支援事業所	常寿園 サンリットひまわり園 ふれあい めぐみ苑 てのひら ハーモニー園 中島常寿園 のじぎくの里 高砂西部病院 わかば 介護相談室あえる高砂 東高砂介護相談センター 鹿島の郷 ほのぼの 高砂地域ケア まごころケア研究センター ニチイケアセンター高砂中央 JA 兵庫南ケアセンター高砂 やぶもと介護・福祉の相談室 ケアプランセンター青空 阿弥陀げんき村 かおる看護介護相談 ロコモケアプランニング なないろ
地域包括支援センター	高砂市地域包括支援センター
社会福祉協議会	高砂市社会福祉協議会地域福祉課
その他	さくら荘・高砂 ラポール東高砂 JA ふぁ～みんの里高砂 なでしこの家 はまゆうの家 グループリビングてのひら ひなたぼっこ ナーシングホーム高砂

【関係者】障がい者施設：15事業所

施設・事業所等の種別	名称
相談支援	ふれあい ウィズ 高砂児童学園 こころ 地域支援センターあいあむ むさし
共同生活援助	和みの家 希望山荘日笠 友愛の家 オリーブの家 メッセハウス高砂 ウェルネスホーム伍楽園
施設入所支援	あかりの家 自立支援センターむさしの里
その他	障がい者基幹相談支援センターみんと

4. 高砂市社会福祉協議会権利擁護センター設置検討委員会設置要綱

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会
権利擁護センター設置検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者、障がい者等を地域社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現に資することから、その権利を守るための支援策及び地域連携ネットワークなどの構築に向けて、地域における権利擁護システムの検討等を行うため、権利擁護センター設置検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 権利擁護の推進に関する支援策の提言及び提案に関すること
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークに関すること
- (3) 中核機関が担うべき役割、機能及び運営に関すること
- (4) 成年後見制度利用促進基本計画に関すること
- (5) 権利擁護の推進に関する調査に関すること
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱又は任命する。

- (1) 司法関係者
- (2) 保健、福祉及び医療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 社会福祉法人高砂市社会福祉協議会
- (6) その他理事長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要があると認めるときは、検討会議に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高砂市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。

2 この要綱は、2021年3月31日限り、この効力を失う。

5. 権利擁護センター設置検討委員会名簿

◎は委員長、○は副委員長（敬称略）

分野	所属	氏名
司法関係者	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	◎ 助 永 嘉 伸
	兵庫県弁護士会	○ 荻 埜 敬 大
	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	梅 谷 正 太
保健、福祉及び 医療関係者	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」	高 木 裕 佳
	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」	山 里 護
	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	岸 田 彰 範 (令和2年3月まで) 西 浦 耕 太 (令和2年4月から)
	社会福祉法人 あかりの家 地域支援センター あいあむ (東播磨圏域相談支援コーディネーター)	濱 口 直 哉
	高砂市障がい者基幹相談支援センター みんと	川 崎 圭 子 (令和2年4月から)
行政関係者	高砂市 福祉部	北 野 裕 史
	社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会	石 原 康 愛

用語集

	用語	解説
あ	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
	アセスメント	問題状況を把握し理解するソーシャルワークのプロセスの一つ。問題状況の確認、情報収集と分析、援助方法の選択と計画を含む概念。事前評価とも言われる。
	意思決定支援	判断能力が低下しても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、意思決定支援者による本人支援。
か	キーパーソン	何かを決定して行動する時に鍵となる人。
	欠格条項	資格・職種・業務等から排除される条件を定める規定。資格等に対する信頼性を確保し、関係者の権利利益を保護する等、様々な趣旨で規定されている。
	権利擁護	守られるべき権利が守られること。
	後見人	被後見人は、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力を欠く常況である為、財産の適切な管理や治療・介護契約の締結などが自分一人ではできない被後見人に代わって、その役割を果たす者。
さ	市民後見人	弁護士や司法書士等の資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。
	社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）」に基づく名称独占の国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう（同法 2 条 1 項）。
	障がい者基幹相談支援センター	地域の実情に応じて地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業並びに相談等、総合的に業務を行う。
	スクリーニング	「選別」「ふるい分け」。対象者が置かれている状況を把握し、問題の困難さ・複雑さ・緊急性を分類すること。

	成年後見制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度がある。
	専門職後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士等、法律や福祉に関する専門的な知識をもった後見人のこと。
	相談支援事業所	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。
た	たんぽぽ (兵庫県弁護士会)	兵庫県弁護士会高齢者障害者相談支援センターの愛称。一般法律相談とは別に、高齢者・障がい者の法的な問題（財産管理や成年後見制度の利用、虐待に対する対応や、精神科病院からの退院請求など）について専門的な法律相談や支援活動を行っている。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」の関係を越え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
	地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。高齢者個人への支援の充実、それを支える社会基盤の整備を進めることが目的となっている。
	地域福祉計画	地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくこと。
	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。主な業務は、介護予防支援及

		び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。
な	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分である認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域において自立した生活を送れるように、日常生活に必要な各種手続き、日常的な金銭管理、預貯金通帳や印鑑、公的書類等の預かりを行う事業。
は	ぱあとなあ (社会福祉士会)	正式名称『公益社団法人 日本社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ』社会福祉士が、介護のことから財産管理、日常生活を支えるため、成年後見制度の紹介、利用に関する相談や成年後見人等候補者の紹介などを行っている。
	保証人問題	経済的な保証以外に、緊急時の対応、判断能力低下時における意思決定の代理、入院手続き等を行う者がいない場合に起こる問題。
ま	身元引受人	施設等を退所する際に身元を引き受ける責任を有する人。
ら	リーガルサポート (司法書士会)	高齢者、障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として全国の司法書士によって設立。全国の都道府県に50の支部があり、全国で約8000人の会員が成年後見制度の利用者であるご本人を、あるときは後見人・後見監督人等としてその権利を擁護する活動をしている。
わ	ワンストップ 窓口	地域福祉、高齢者、障がい者等の各分野を横断的・総合的に対応する窓口。

【参考】

- ・ 柏女霊峰・山縣文治編『社会福祉用語辞典』（ミネルヴァ書房。2017年第9版）p5
- ・ 介護保険法第115条の46第1項
- ・ 厚生労働省ホームページより <https://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室発行 成年後見制度利用促進 ニュースレター 第17号
- ・ 裁判所 成年後見人Q&A『後見人とは』
<https://www.courts.go.jp/otsu/vcfiles/otsu/file/kouken24koukenninQandA-0401.pdf>
- ・ 兵庫県弁護士会 障害者・高齢者について
<http://www.hyogoben.or.jp/sp/zaisan.html>
- ・ 公益社団法人 日本社会福祉士会 <http://www.jacsw.or.jp/>
- ・ 公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート
<https://www.legal-support.or.jp/legal-support>

(URLはいずれも2021年2月24日アクセスしたもの)

発行日 : 令和 3 年 3 月 10 日

発 行 : 高砂市権利擁護センター設置検討委員会

事務局 : 社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

(高砂市地域包括支援センター)

〒676-0023 高砂市高砂町松波町 440-35

電 話 : 079-443-3720

F A X : 079-444-4865